

陳述書

（結審にあたり）

令和5年6月12日

原告 小林美知

同 北林キヨ子

同 巽富士子

東京地方裁判所民事第2部 御中

1 訴訟の原点となった監査委員の指摘

「公金（政務活動費）は、条例・規則に基づき、組織（会派）に交付されており、組織（会派）の活動に充当されているかどうかを見る必要があります。組織のお金には、規律ある管理が求められると同時に出納の状況を組織内外に説明する責任が生じます。ましてや公金は、外に説明する責任をのがれることはありません。そのためには、会計帳簿が必要になります。」

上記の言葉は、2015年2月23日に提出された町田市監査委員（財政援助団体等の監査のために別途任命された監査委員です）の監査報告書（「2014年度財政援助団体等監査の結果について」）の一節です。

私たちは2010年から町田市議会での審議を手分けして傍聴し始めました。その経過は令和3年11月に提出した陳述書のとおりですが、緊張感がまったく欠けた審議の様子に愕然とせざるを得ませんでした。議員は、報酬審議会の答申すら無視して自分らの期末手当を決めてしまいました。監査報告書を受けて設置された「第15期議会改革調査特別委員会」は、「会計帳簿を備えなければならない」という指摘について議論もほとんどせずに無視してしまいました。「会計帳簿はある」というのが議員の言い分でしたが、私たちが情報公開請求をおこなったところ、会計帳簿は「不存在」という回答が返ってきました。不服の申し立てでようやく会計帳簿を「開示すべき」ということになりましたが、開示され

たものは「会計帳簿」とはとても言えないもので、日付と金額が記載されただけのものでした。そこには、支出した議員の名前も目的の記載もありませんでした。公開された領収書等添付用紙も、夥しい量の領収書が乱雑に貼付されただけのもので、きちんと整理されたものではありませんでした。この領収書綴りにも支出した議員の名前がありませんでした。これでは、何についての支出なのか、誰が支出したのか、などのことすら、市民は全く知りようがありません。

日々の仕分け、少なくとも月次の仕分けのされている帳簿は、どんな組織でも普通に要求されているものです。ところが、町田市議会では、たった1頁の収支報告書が公開されているだけです。会計帳簿なしに決算を認定する税務署はありません。議員であれば許される、ということはないはずです。

冒頭に書いた監査委員の指摘は、公金を預かり支出する者に課された責任について述べたものです。監査委員は、きちんとした記帳をおこない管理することの重要性を正面から指摘し、是正を求めました。監査委員の言葉は、私たちが町田市議会における政務活動費の使い方について問題提起し、行動するうえで、原点となる言葉でした。今回の訴訟を始めるにあたって、また、訴訟を通じて膨大な量の資料と向き合い、多くの時間を費やした作業の間も、この言葉が頭の中から消えることはありませんでした。それは今も同じです。

2 訴訟でも明らかにされなかった支出の内容

2019年4月、私たちは住民監査請求を申し立てましたが、その後、まちだ市民クラブなどの会派はいくつもの支出について修正届を提出しました。しかし、どうして修正したのか、何が間違っていたのか、についての説明は全くありませんでした。私たちの目には、監査請求の申し立てがあったことを知って、あわてて過去の支出を点検し、「どう転んでも説明できないものを取り下げようとした」としか映りませんでした。町田市議会事務局も、会派から修正届が提出された事実を公表しようとしませんでした。

町田市監査委員は、私たちの申し立てについて監査をおこなわないまま、請求の要件を満たさない、という全くおかしい理屈で申し立てを退けました。

こうして、2020年1月、私たちは、町田市議会政務調査費・活動費の合計5218件の違法支出について、訴訟を提起しました。私たちは、訴訟になれば議員も支出の内容について説明をおこなう、と期待していました。

しかし、私たちの期待は完全に裏切られました。

① 支出した議員名すら秘匿し続けた（まちだ市民クラブ）

訴訟の場で、保守連合と自民党は曲がりなりにも、それぞれの支出について支出した議員名を明らかにしました（2021年9月。ただし、自民党の一部の支出は支出議員名が不明とされています）。

ところが、まちだ市民クラブは、訴訟を提起され、個々の支出の問題点を指摘された後も、支出した議員名すら明らかにしませんでした。これは私たち市民にとっては驚くべき対応でした。公金を預かって支出する立場にあるのに、支出をおこなった議員名すら明らかにしない（できない）というのは、市民の感覚では全く理解できないことです。こうした事態を、冒頭の指摘をおこなった監査委員の方がどうコメントされるでしょうか。

訴訟のなかで、私たちは議員の「説明責任」について言及しましたが、それでもまちだ市民クラブは支出した議員名を最後まで明らかにしませんでした。

まちだ市民クラブは、2014年度、2015年度、については議員名とそれに対応する番号が領収書等添付用紙に付されており、私たちはそこから支出した議員名を推測することができました。ところが、私たちが政務活動費の支出について追及する活動を始めると、まちだ市民クラブは領収書綴りに付されていた番号を消してしまいました。このため、2016年度以降の支出については、支出した議員名の推測すら出来なくなりました。新聞購読の際の住所など、議員名の特定につながり得る情報もすべてマスキングするようになりました。

まちだ市民クラブは、支出した議員名を秘匿するという方針を徹底するようになったのです。それは今回の訴訟でも全く変わりませんでした。議員は公金を預かって支出しているのです。そうであれば、最低でも、誰が何のために支出したのかを明らかにすることは必要ではないでしょうか。それすらおこなわず、誰が何のために支出したのかをわからないように細工をする、というのは税金を支払う市民のことを全く無視した対応と言われても仕方がないと思います。

② 使途も秘匿し続けた（自民党・まちだ市民クラブ）

住民訴訟の場で、支出したお金の使途を明らかにしたのは保守連合だけでした。自民党とまちだ市民クラブは、訴訟の場でも支出をおこなったお金の使途を明らかにしようとしませんでした。これも私たちには全く信じがたい対応でした。

公金を預かって支出した以上、どのような目的でお金を使ったのかは説明しなければなりません。それすら行おうとしないというのは、議員の責任を放棄するに等しいもので、そのような人に公金を預かる資格はありません。

保守連合は、個々の支出について概要を明らかにしました。その説明にはおかしな部分が山ほどありますが、それでも説明をおこなう、という姿勢を見せた点は評価できます。ところが、自民党とまちだ市民クラブはそうした説明すら行おうとしませんでした。

ご承知のように、領収書綴りには、“現地調査”“市民相談”“打合せ”などのゴム印が押されています。市民にとっては、そのゴム印が使途を知るための唯一の手がかりです。ところが、このゴム印には、おかしなものが多数混ざっていま

す。

例えば、町田市内の駅周辺の駐車場で早朝の時間帯に駐車が繰り返しておこなわれていますが、その領収書の多くに「現地調査」というゴム印が押されています。議員にとって行きつけの場所であるはずの駅周辺で、早朝の時間帯に何度も何度も「現地調査」を繰り返す、というのは考え難いことです。

こうしたおかしさを私たちが指摘したところ、まちだ市民クラブはゴム印の記述について、「言葉の意味は広く解釈すべきだ」などという苦しい言い訳を始めました。しかし、ゴム印は、支出の内容につながる唯一の記載です。そうした記載をおこなうことは使途基準の運用指針で要求されているものでもあります。その記載は事実と合致したものではないはずで、ゴム印を使うか使わないかは議員の自由ですが、ゴム印で使途を申告した以上、その記載には責任を持たなければならないはずで、ところが、まちだ市民クラブは、そうした記述にはおよそ意味がないかのような主張をおこなっています。これでは、市民にとっては、支出の内容を知る手がかりがまったくありませんし、まちだ市民クラブのような主張を許せば、支出内容をチェックする術がまったくなくなってしまいます。そんなことを改めて強く感じました。

まちだ市民クラブは、「政務活動ではない」というその証拠を原告の側で出せ、という主張もしています。しかし、市民の側では例えばゴム印の記述が明らかにおかしいことを指摘すればすでに十分なのではないでしょうか。市民の側でそれ以上の証拠を出すことも普通は困難です。例えば、2014年のまちだ市民クラブの戸塚議員のタクシー代の領収書(C14-112)は、降車時間が「04時26分」(午前様!)になっていますが、この領収書には“市政相談”というゴム印が押してあります。こんな時間まで「市政相談」をおこなう、というのは誰がどう考えてもあり得ないことです。ところが、まちだ市民クラブは、戸塚議員がどのような目的でタクシーを使ったのか、原告側で具体的な事実を証明しなければならない、と主張しています。そんなことが市民にできるはずはありません。真実は戸塚議員でしかわかりません。まちだ市民クラブの要求は、できないことを承知でおこなっているもので、議員の説明責任というものを全く無視した不当な要求です。

3 会派によるチェックがまったく機能していない！

政務活動費は会派に支給されています。年間72万円×会派の人数分です。条例でも、政務活動費の使い途は「会派の行う活動」に限定されています。

ところが、議員の領収書綴りには、自宅の新聞の購読やスマホ料金、ガソリン代や駐車場利用料金などなど、「会派の行う活動」とは言い難いものが満載です。個々の議員の活動は、自分は、議会内の会派に属しているから、自分の活動は、イコール「会派の行う活動」だと強弁していますが、これは条例が「会派の行う

活動」に用途を限定した趣旨を全く無視するものです。

町田市議会では、「会派の行う活動」の実態が非常に希薄です。本来であれば、会派の責任者が支出の公正性や透明性を確保し、市民に説明しなければならないはずですが、こうした責任を果たすための受け皿となる「会派」というものが機能していません（一部会派を除く）。「会派の行う活動」とされているものは、議員の個々人の活動費を寄せ集めたものにすぎず、会派として支出の根拠となる資料を管理している、ということすら行われていません。このために、議員個人の活動費やプライベートな支出が大量に「会派の行う活動」として計上されているのです。

大半の支出の実態が議員個人の活動経費あるいは私費であるため、会派には説明のための資料も保管されていない。その一方で、「会派に支給」するものだから議員の活動の支出の説明責任はない、とすれば、会派も議員個人にも「どちらにも説明責任を負わない仕組み」が出来上がってしまいます。そんなことが許されるはずはありません。

訴訟における自民党の説明からは、会派では支出した議員名すら把握していないものが多数存在することも明らかになりました。「会派で行う活動」のための支出であるはずなのに、会派として支出した議員名すらわからない、というのは条例も全く想定していない事態です。深夜、早朝、元日の深夜など領収書に「会議」のゴム印がある。しかし、使った議員はわからない。そんなことがあってはならないはずですが、仮に、議員名を「明らかにできない」というのであればそれはそれで問題です。どちらにしても、自民党の説明からは、支出した議員名が「わからない」というのは用途基準に反した支出がおこなわれたことを強く示唆する事実だと思います。まちだ市民クラブは支出した議員名すら秘匿していますが、まちだ市民クラブの支出にもそうした「支出議員不明」のものが少なからず存在すると思っています。

市民にとってみれば、「議員名空欄」＝透明人間が「会議」「打合せ」とゴム印を押して現金(税金)だけは持っていった、ということになります。自民党はこのような支出が全体で143件(!)もあるのです。

4 経費支出の上限は「違法支出」を許すものではない！

ガソリン代や通信費などについて上限額についての申し合わせがなされています(運用指針)。この点について、3会派からは、「上限以下であればどんな支出であっても構わない」と聞こえる主張がなされましたが、これも市民の感覚では全くおかしいことです。

会派の言い分に従えば、例えば、ガソリン代であれば、年間12万円の上限内ならば支出の理由は問われないことになっています。政務活動に1円も使わなくても、レシートさえあれば政務活動費として上限額まで受領できる！ そんな

ことがあってはならないはずです。

そもそも、市民の感覚からすれば、議員が使う電話代・スマホ代や固定電話代が、ガソリン代、自宅で購入する新聞代などが、全て政務活動目的だけに使われているとはとても思えません。「家族の使用、家族とのやり取り、議員の日常活動や政治活動、政党活動にも、当然使用されている」と考えるのが、それこそ常識です。自宅で購読している新聞を家族は読まない、自宅の電話機を家族は使わない、ということが果たしてあるのでしょうか。3会派の反論・主張には、これらの支出について「政務活動以外に使っていない」という主張は全くなされていません。

訴訟では、「新聞の購読が、議員の教養を高める目的であれば、政務活動費として支出できる」という主張もありました。一般家庭でも、情報を得たい、詳しく知りたい、教養も高めたいから自身でお金を出して新聞を購読しています。みな、それが当然だと思っています。何故議員だけは税金で購読料を払うことが出来るのでしょうか。

※議会では議会図書室があり新聞が調査研究のための資料として備えられている。また、町田市関連新聞報道は毎日！会派控室に届けられている（議会事務局談）

※議員個人宅は東京都選挙管理委員会に後援会事務所所在地として政治団体登録している。4年に一度の市議会議員選挙本番以外は、議員個人宅を連絡先にし、議会活動、政党活動、後援会活動、等を行っている。

5 「えー」と思った支出の数々

個々の支出について調査をされていて、感じたこと、発見したことは山ほどあります。とても書ききれません。ここでは、印象的な支出、会派が訴訟でおこなった主張（言い訳）について、私たちが抱いた感想をいくつか書きます。

深夜早朝のタクシー代：J14-18（渡辺） J14-19（渡辺）、 J15-25（木目田）など

いずれも「午前様！」の「現地調査」や「真夜中・深夜の会議」とされたものです。市民の常識ではありえません。ところが、自民党会派は、「市民相談や現地調査等の政務活動が深夜や早朝に行われることもあり得（る）」とか、「むしろ、公共交通機関がなくなった場合にはタクシーに乗らざるを得ない」と反論しました。

しかし、年に1度や2度であればともかく、何度もそんな「現地調査」や「会議」をおこなうことがあるのでしょうか。多くの市民の目の前で、果たして同じ説明をできるのでしょうか。市民から「飲み会の帰りではないのか？」と質問されたら、胸を張って「違う」と言えるのでしょうか。もし「深夜や早朝におこなわれた政務活動だった」というなら、具体的な使途を自民党の側で明らかにすべきではないのでしょうか。

熊沢議員のタクシー代：J17-48、49、50、J17-10、11、12、13 など（熊沢）

2017年度・自民党のタクシー代支出総数は351件ありますが、そのうちの84件が「同日タクシー4回」「同日タクシー3回」「同日タクシー2回」といった支出です。そして、そのうちの68件が熊沢議員の支出でした。市民にとっては、湯水のように税金を使う典型のように映ります。

先ほどの「午前様！タクシー」についての自民党の反論を『同日タクシー』に当てはめれば、これらのタクシーの利用は公共交通機関がなくなってタクシーに乗らざるを得なかった、ということなのではないでしょうか。すべて深夜や夜中、あるいは早朝の支出なのではないでしょうか。

まちだ市民クラブの修正届

まちだ市民クラブは、実に80件もの修正届を出しています。そのうち67件は、駐車場代やガソリン代の支出です。

まちだ市民クラブは、「所属議員による政務活動を会派のためのもので承認することについて特別な手続きを定めた内規等はない。同会派では、各所属議員が行った政務活動に係る支出につき、当該議員が会派に対して領収書を提出し、会派代表者及び経理責任者が当該支出を承認して会派の支出として収支報告書にまとめ、これを町田市議会議長に提出した。」と述べています（まちだ市民クラブ準備書面（1）P9）。もしそうであるならば、すべての修正について、会派代表者や経理責任者は「なぜ修正したのか」理由を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

大西議員の新聞購読料：H14-352（大西）H14-353（大西）

大西議員は産経新聞と読売新聞を購読していますが、月々の支払の領収書を全く提出していません。同じ会派の議員は皆、提出しているのに、彼だけが提出していないのです。なぜなのでしょう？ 2014年（84,852円）、2015年（84,852円）、2016年（84,852円）は、全て1年分の購読料合計金額を書いた手書きの領収書のみ。本当に購読しているのか？！ すこぶる疑問です。

党事務所付近での長時間駐車：C14-292～C14-313（わたべ）

わたべ議員は、同じ駐車場に「市政相談」で、3時間や5時間の駐車をおこなうことを繰り返しています。なかには、7時間、8時間、9時間、10時間、13時間というものもあります。それが「市政相談」のため、とされています。こんなに長時間、「市政相談」をすることはどう考えても現実的ではありません。その駐車場が議員の所属する政党の事務所の至近距離だったとしたらなおさらです。

※わたべ議員の所属する政党「町田生活者ネットワーク」の事務所とエスエーパーキングは、徒歩 60 秒以内の場所。

シバヒロ駐車場の駐車場代：J17-107～J17-233(佐藤伸一郎)

2017年度の自民党の127件の『町田シバヒロ駐車場』（旧町田市庁舎跡地）の利用のうち、実に126件が佐藤議員によるものでした。佐藤議員は町田市北部小山町を地盤としています。日本全国探しても、こんな支出はなかなかないのではないのでしょうか。

※詳細は原告準備書面(13)24頁

アンプの購入費：J16-455(佐藤伸一郎)

自民党は、備品アンプ等の購入について、「屋外などの会議や広めの会議室で会議をする」、「会派として活動する際に利用する物品」と反論しています。しかし、市民は自民党の議員が駅頭でマイクを片手に街頭宣伝をおこなっている姿をたびたび目にしています。アンプはそのために使われているはず。「そうでない」と市民の前で言えるのでしょうか？

切手とハガキ代：C14-571～C14-577(谷沢)、C15-566～C15-570(谷沢)、C15-572～574(谷沢)など

駐車場代：C17-94(谷沢)など

切手、ハガキ代の購入費と駐車場代です。

まちだ市民クラブの説明によれば、これらは『厚木基地爆音防止規成同盟』のために支出したとのこと。谷沢議員は、2015～2016年度にはこの住民団体の本部役員（担当調査部長）でしたが、団体の活動のための経費は自分（私費）で負担すべきではないのでしょうか。政党活動や住民運動の費用に、公金を支出することがあってはならないはず。政党の活動の一環と政務活動を混同しているのではないのでしょうか？

切手やはがきの換金性が容易であるとの指摘に対して、「町田市において切手やはがきの換金可能性を踏まえた特定の定めはない」という反論（まちだ市民クラブ準備書面(1) P44）がありましたが、これには正直、気絶しそうになりました。「定め」さえ無ければ何でもあり、という風に聞こえました。

宅急便代の支出：C14-578(谷沢)、C14-579(谷沢)

宅急便代の支出です！

まちだ市民クラブからは、「用途を明らかにすることは求められていない」という反論（まちだ市民クラブ準備書面(1) P43）がありましたが、その文章にも言葉を失いました。

まちだ市民クラブの駐車場代

議員名なしの駐車場代です。税金の使い道を問う市民に対して、議員名不明のまま、「現地調査」や「市政相談」「会議」が並んでいます。いったい何を調査し、なにを相談し、何の内容で会議をしたのでしょうか。

同会派の4年間の駐車場代は1000件以上もありますが、このうち支出した議員名がわかるものは当初の2年間の612件です。残りの400件余りは政務活動費から支出しておきながら、説明がありません。

ところが、自分らが反論する段では、突然、議員名と活動内容の詳細が語られます。これも驚きでした。しかし、反論のほとんどは「用途基準不適合性を推認させる事実とはいえない」または「用途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとは言えない」の一点張りです。何度も言いますが、「真実を知っているのは支出した議員しかいない！」のですから、支出の内容についてきちんと説明する責任があるはずです。

政党の機関誌の購読料：C14-543 C15-477 C16-473 C17-452(谷沢)

政務活動費(税金)は、議員の所属政党発行の機関紙の購読料には支出できません。それなのに、谷沢議員は、発行している機関紙を2部ずつ購入しています。なぜ2部、購入することが必要なのでしょうか。

反論では「会派内で、複数人で読むことができるため」としています。「2部購入しても多大な支出ではない」という文章もありました。税金を納めている市民からすると、「なんだって、もう一度…」と思わず声が出そうになる文章です。谷沢議員の所属政党の機関誌を所属議員がこぞって読む、という光景は想像もできませんし、「2部は駄目と決まっていない」との反論にも、ただただ、あきれました。

早朝のチラシまき駐車場代(3会派共通)

早朝の「チラシまき」は全て「現地調査」と決めているようです。

しかし、何期も地元で議員をしながら、地元の駅頭で何を「現地調査」する必要があるのでしょうか。のぼりを立てての「チラシまき」を政治活動と言ってしまっただけでは、政務活動から駐車場代が支出できないからではないかと思えます。出勤時の忙しい時間帯にチラシを渡すのが精いっぱい、調査活動など・・・できるはずはありません。

銀行での駐車：C14-197(森本)、C14-200(森本)

いずれも、シンコーパーク鶴川駅前駐車場での支出。支出金額は0円！

シンコーパーク鶴川駅前駐車場は横浜銀行鶴川支店の提携駐車場です。サー

ビス券が出るのは銀行利用の場合のみです。つまり、森本議員は銀行で用を足し、そのレシートを提出したことになります。何でも支出できるかつ倫理観が問われる支出例と言えます。

白川議員の鉄道代：H14-75～H14-83(白川)

Suica カードでの鉄道代の支出ですが、個々の鉄道利用の目的が全く不明です。※原告準備書面(5)-2(2014年度の調査活動費支出内容は全て「現地調査」)、(13)P55～56(選挙活動応援)、(17)P12～13(連続していない鉄道利用)、(20)P2～8(Suica での支出との矛盾)に記述。

反論では、「選挙応援のための鉄道代は計上していない」と言いながら、「久喜市、西東京市への移動については選挙の応援も兼ねていた…」(第2準備書面P2)片道みのみの鉄道代の指摘には、「同議員が複数の交通系 IC カードを保有しており、行き帰りで別々のカードを利用したからに過ぎない」(第3準備書面P6～7)とありましたが、行きと帰りで別々のカードを使う人が果たしているのでしょうか。私たちには「何でもあり」の主張に聞こえました。

「政務活動費としての限度額を上回る支出であったため、往復分全ての鉄道代までは申告していない」という主張もありましたが、そこには上限を出なければ何でもできるという考えが透けて見え、開き直りともとれる反論です。

新井議員の駐車場代：H16-165、 H16-166(新井議員)

H16-166 は、ぽっぽ町田ポーキングの駐車券の修正届です。「2名の議員で不法駐輪が多発する地域の調査の際に支出した駐車場代」とされていますが、「もう一名分の領収書が既に存在しないため、H16-166 を除外する」(第2準備書面P6)という説明になっています。

H16-165 と H16-166 は、同じ駐車券です。それなのに、新井議員は同じものを領収書等添付用紙の離れた頁にわざわざ添付して、駐車場代を支出しました。離れた頁にわざわざ添付をすること自体、悪意が認められます。そこまでいい加減な申告がおこなわれていることを示す見本のような事実です。

団地での駐車：H16-196 (白川議員)

「藤の台の自治会との打ち合わせのために自動車で移動した際の駐車場代」
「先方の都合に合わせて時間を調整するため、夜間であることにも理由がある。また、打ち合わせの所要時間を考えれば長時間ではない。」と反論していますが、白川議員は藤の台団地に住んでおり、駐車したのは自分が住む団地の商店街の駐車場です。説明のおかしさは歴然としています。

頻繁な給油の言い訳：H15-236、 H15-237(新井議員)

2015/12/26 と 12/28 の一日おきのガソリン代の支出です。

「その直前にスノータイヤを装着し、ノーマルタイヤへの交換後、スノータイヤを積載したままの状態でも移動を続けた結果、燃料消費が激しくなったため一日おき給油となった」との反論がありましたが、**スノータイヤを積載して走ったこと**でそんなに燃料を多量に消費する、というはずはありません。

自宅での新聞購読・通信費：政治団体所在地は3名を除き自宅（全会派共通）

自宅や実家、政党事務所などの新聞購読や固定電話代、インターネット代の支出がおこなわれていますが、以下のように、議員の自宅は政治活動・後援会活動の拠点になっています。その自宅での通信費が100パーセント政務活動費だとは言えないはずです。

- ・谷沢 和夫【社会民主党町田総支部】
- ・森本 せいや【森本せいや後援会】【鶴川地域の声を市政に届ける】
- ・佐藤 かずひこ【佐藤かずひこ後援会】
- ・かわべ 康太朗【かわべ康太朗種まき会】
- ・戸塚 正人【戸塚正人後援会】【町田の未来を考える会】
- ・おぜき 重太郎【重太郎後援会】【町田市民の声をカタチにする会】
- ・石井 くにのり【石井くにのり後援会】【町田みらい作りの会】
- ・わたべ 真実【綿の実の会:政党町田生活者ネットワークの住所】
- ・田中 のりこ【田中のりこと未来を描く会:政党町田生活者ネットワークの住所】
- ・おさむら 敏明【自由民主党町田市第十一支部】【おさむら敏明後援会】
- ・石川 よしただ【自由民主党町田市第十八支部】【石川好忠後援会】
- ・いわせ 和子【岩瀬和子後援会】 ・藤田 学【藤田 学後援会】
- ・若林 あきよし【若林あきよしサポータークラブ】
- ・渡辺 徹太郎【渡辺げんたろう後援会】 ・木目田 英男【木目田英男後援会】
- ・松岡 みゆき【松岡みゆき後援会】
- ・三遊亭 らん丈【三遊亭らん丈後援会・実家→自宅】
- ・市川 勝斗【自由民主党町田市第十七支部】
- ・吉田 つとむ【吉田つとむ後援会】【東京みらい21】【吉田勉を応援する会】
【ねっとわーく東京】【支持政党なし TOKYO】
- ・大西 宜也【大西のぶや後援会】 ・白川 哲也【政治をかえる会】
- ・新井 よしなお【新井よしなお後援会:実家】

実態不明の支出①：J15-425(熊沢)、J15-426(熊沢)、J17-425(熊沢)

(株)ケレスデザイン(以下ケレス)から封筒を購入したものとされていますが、証明するものは銀行の振込用紙と手書き領収書のみです。

訴訟の反論で初めて「市政報告を送る際に使用していた封筒の封筒代、封筒へ

の印刷代である」と知りましたが、証憑類（納品書、請求書）がまったく提出されていません。市政報告を郵送したことを証明する領収書もありません。熊沢議員は税理士で、日ごろ、町田市職員の消耗品についても、鉛筆1本に至るまで管理すべしという要求している議員です。いつ何部購入し印刷したのか、郵送した部数の説明をする必要があることは熊沢議員自身が重々承知しているはずですが。鉛筆1本の話ではありません。市民の血税33万円の話なのです。

実態不明の支出②：C14-552～ C14-563、C15-481～C15-490、C16-477～C16-488、C17-455～C17-465

（すべて石井議員）

「とんぼ製作所」の住所は「研磨会社」の住所でした。領収書等添付用紙に記載されている電話番号はIP電話でした。ファックス番号は「山本研磨工業株式会社」の番号でした。HP管理会社なのにメールアドレスの掲載もありませんでした。おかしいことだらけです。

まちだ市民クラブ準備書面(7)において、C17-462～C17-465の減額をしましたが、支出金額を減額してもそれでことが済むはずはありません。

実態不明の支出③：C14-564～ C14-570(小関)、 C15-491(小関)

小関議員の議会レポートのチラシ代（印刷代）の業者「サナリイ」について、まちだ市民クラブは、「政治に関連してチラシ等の制作を総合的に監修する個人事業主である」としています。同会派は、2022年6月に、チラシ等の制作を総合的に監修する個人事業主「サナリイ」と、印刷業者とのメールのやり取りを記した資料を提出しましたが、資料にはメールの発信者の名前もなく、印刷業者が請求した金額も秘匿されていました。印刷するのに何故「サナリイ」を経由して、発注をするのか？ 疑念がさらに強まりました。

6 最後に

くどいようですが、町田市議会が条例に規定している「会派の活動」は、その実態がありません。従って、「会派の活動」に支給するということは、会派に所属する議員各自に対して支給するということと変わりません。実際の支出は、各議員がしています。けれども、「会派への支給」であることをいわば隠れ蓑にして、どの議員が支出したのかをわからなくし、不正な支出を追及されることを防ごうとしている、というのが今の町田市議会政務活動費の実態(カラクリ)です。

政務活動費は、地方議会の活性化や議員の審議能力の向上のためにつかわれるもの期待していました。しかし、実際の政務活動費の使われ方を見て、政務活動費は議員の活動に生かされるどころか逆にない方が良かったのでは、という思いを強くしています。

町田市監査委員の監査結果を受けて設置された、第15期、第16期の議会改革調査特別委員会も傍聴しましたが、「市民への説明責任を重視する声」や、「会計帳簿を改善しようとする声」はあっても、そのたびに声の大きな議員、前述のカラクリをよしとする声にかき消されてしまいます。

今回の訴訟を通じて思い知らされたことは、「みんなで渡れば怖くない」ということが現実の社会で本当に起きていたこと、しかも私たち市民の日々の生活を守るべき市議会においてそれが行われてきたことでした。多くの犠牲のもと、長い年月をかけてやっと定着した民主社会の足元が揺らいでいるかのような危機感すら抱いています。

市民の税金を公平に有意義に使って欲しいとの期待と願いを込めて投票所に足を運んでいる市民をがっかりさせるようなことは即刻改めて欲しいと思います。しかし、いくら訴えても今の市議会には襟を正そうとする姿勢すらありません。このために今回、住民訴訟を起こすことになりました。裁判所には私たち市民の思いを受け止め、公正な判決を下していただきたいと心から願っております。

以上